

販路拡大を目指す事業者の皆様

桐生市販路拡大支援事業

展示会等出展補助金のご案内

令和3年度よりオンライン型の展示会も補助対象になりました。

3タイプの補助金を用意



キッピー

～海外の展示会等に出展する方～

海外販路拡大支援

<補助対象経費>

実地出展：出展小間料、**装飾費、輸送費**

注：装飾費、輸送費は外部専門業者に委託したものに限り。

オンライン出展：登録料

<補助率および上限額>

補助率：補助対象経費の1/2 上限額：**40万円**

～繊維工業に該当する方～

地場産業販路拡大支援

<補助対象経費>

出展料(実地出展の出展小間料、オンライン出展の登録料)

<補助率および上限額>

【従業員6名未満】

補助率：補助対象経費の1/2 上限額：**20万円**

【従業員6名以上】

補助率：補助対象経費の1/2 上限額：**15万円**

ただし、通算3回目以降は、補助率1/4、上限額**10万円**

～上記2タイプ以外の方～

製造業販路拡大支援

<補助対象経費>

出展料(実地出展の出展小間料、オンライン出展の登録料)

<補助率および上限額>

【従業員6名未満】

補助率：補助対象経費の1/2 上限額：**20万円**

【従業員6名以上】

補助率：補助対象経費の1/2 上限額：**15万円**

ただし、通算3回目以降は、補助率1/4、上限額**10万円**

募集について

予算額に達し次第受付を終了します。
(令和3年度予算額360万円)

注

- ・展示会出展前、かつ、出展料等の支払い前に申請が必要です。
- ・申請は1事業者につき、2件/年度までです。
(ただし、海外展示会出展支援は1件/年度とします)
- ・ご予定のある方は、お早めにご相談ください。

お問合せ

〒376-8501
桐生市織姫町1番1号
桐生市役所商工振興課産業立地戦略担当
TEL：0277-46-1111(内線582)
FAX：0277-43-1001
E-mail:shoko@city.kiryu.lg.jp

対象者と対象事業

補助対象者

市内に本社または事業所等を有し、製造業に該当する業種の中小企業者(個人事業主含む)

- ・市税を滞納している場合や桐生市暴力団排除条例に規定する暴力団等に該当する場合は補助対象外です。
- ・市内に工場等を置く中小企業に限ります。営業所や本店登記のみを置く場合は補助対象外です。
- ・複数の市内企業が共同で出展する場合には、申請者は代表者の1社に限ります。その場合は、代表者は共同出展企業からの合意文書が必要となります。
- ・市外企業との共同出展の場合は、市内企業側が展示会等への出展手続きや支払い等を行う幹事企業である時のみを対象とし、市内企業数に応じ補助金の額を按分し、算出します。

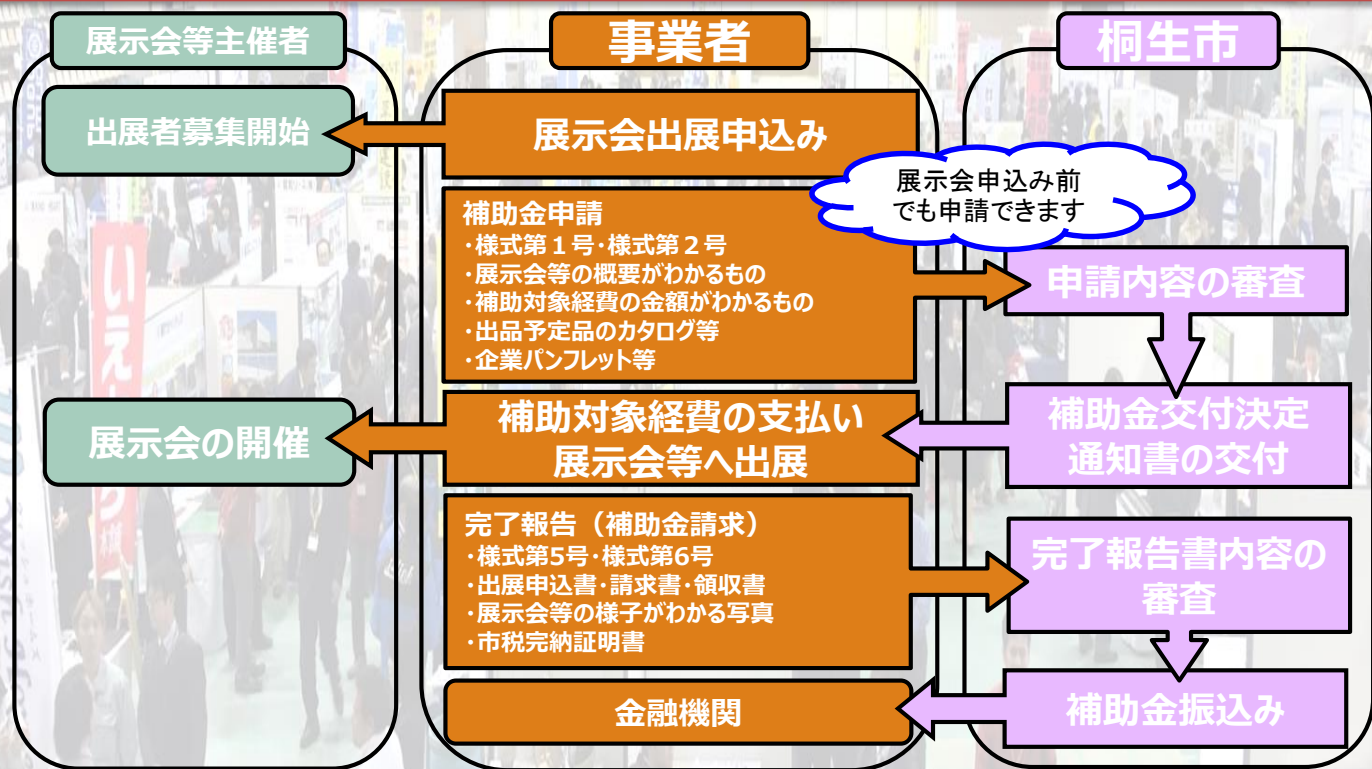
補助対象事業

県外で開催される展示会等に出席する事業(県外で主催されるオンライン展示会を含む)

- ・広く一般に公開されていないもの、販売することを主目的としているもの、品評会等を趣旨とした催事を除きます。
- ・ギャラリー等の小規模施設において自社製品等を展示する商談会を開催する場合は、市内2事業者以上の合同展示会のみ対象とします。
- ・国や県、産業支援機構等の公益法人等のブースで出展したり、補助を受けている展示会や見本市は対象外です(※)。
- ・対象展示会に出展するために、国、地方自治体、公益法人等から補助を受けていないことが条件です(※)。
- ・令和2年度末までに事業が終了することが条件です。
- ※海外の展示会で、ジェトロが規定する中小企業料金の適用を受ける場合を除きます。

【重要】展示会等が開催される前で、かつ、出展小間料等を支払う前に申請してください!

桐生市展示会等出展補助制度手続きフロー



その他の支援メニュー

企業立地促進事業

桐生市が分譲する工業団地購入時に、各種助成金を支給。民間物件の情報提供。

制度融資

運転資金や設備資金のお借入れの際に、信用保証料を補助。

桐生市製造業ガイド

桐生市HP製造業ガイド内に企業情報を掲載。

中小企業人材養成事業

認定研修機関が実施する研修(通信、派遣、講師招聘型)の受講料の1/2を補助。
(上限5万円/年 ※講師招聘型は加算あり)

詳しくは桐生市商工振興課まで 0277-46-1111 (内線582)